

## 第27回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年9月5日（金）午後1時33分から午後3時25分まで

2 開催場所 群馬県農業共済組合高崎支所2階会議室

3 出席委員（24人）

1番 清水 静枝	2番 中村 滋
3番 箱田 裕史	4番 浦恩城 由子
5番 佐藤 熊	7番 今井 隆
8番 須田 直子	9番 大野 俊彦
10番 信澤 健治	11番 中沢 幸子
12番 山田 孝夫	13番 天田 晃
14番 戸塚 英子	15番 塚越 勤
16番 永井 保伸	17番 石川 大輔
18番 川野 健一	19番 福田 敬一
20番 西山 康雄	21番 反保 勉
22番 飯野 利貞	23番 新井 元
24番 設楽 明志	25番 金井 政明

4 欠席委員（1人） 6番 寺崎 正親

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
係長	渡邊喬丈
係長	矢端 ひろみ
主任主事	飯島 卓也
主任主事	津久井 亮太
主任主事	登坂 洋介

6 職務のため出席した農林課職員

主事	千明 正樹
----	-------

## 7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について
- 日程第7 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第8 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第9 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第10 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時33分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） それでは、皆様おそろいですので、第27回農業委員会総会のほう始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきます。

会長、お願ひします。

○会長（今井 隆）（挨拶）

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長よりお願ひしたいと思います。

今井会長、よろしくお願ひします。

○会長 何だか浅間山が爆発したような音が聞こえるね。気が散るような気がするのですけれども、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから第27回農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、議席番号5番、寺崎正親委員から欠席との連絡がございました。ということで、今日、全員25名のところ24名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりまして、続きまして、議事録署名委員の指名並びに書記の任命に入ります。

それでは、私のほうから議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、私のほうから指名いたします。議席番号3番、箱田裕史委員並びに22番、飯野利貞委員の両名を指名いたします。なお、書記の任命については、事務局の矢端係長を任命いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これより議事進行させていただきます。

発言される場合、毎回述べているのですけれども、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言をお願いいたします。

それでは、早速、議案のほうへ入ります。

まず初めに、議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は露天駐車場でございまして、令和5年10月23日許可、高農委指令第1354号でございました。変更の内容につきましては、当初許可の目的に利用する計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は使用貸借、転用目的は一般住宅でございまして、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいとのことでございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書14ページ、議案第4号ナンバー18が提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、昭和61年9月19日許可、群馬県指令西農第1614号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は露天資材置場でございまして、不動産業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいとのことでございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請、議案書19ページ、議案第4号ナンバー40が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま計画変更の説明がございました。2件ございましたけれども、これに関して、皆さんから質問等ございましたらお願ひいたします。

質問等なければ承認してよいか伺いますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりだったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1並びに2については新規就農案件となっております。

それでは、まず初めに、事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は使用貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画につきましては、農業振興担当より説明をさせていただきます。

○事務局 それでは、事前にお配りさせていただいた高崎市農業委員会新規就農者リストを御覧くだ

さい。

リストの1番、営農類型は施設野菜、イチゴ、露地野菜、サニーレタス、キャベツ、プロッコリー。柴崎町にて農地、約26アールを借り、営農を開始します。

譲受人につきましては、令和7年7月15日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは信澤健治農業委員、福田利恵推進委員が出席し、譲受人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

1ページ目を御覧ください。まず、1の就農の動機です。譲受人は、家業の農園で栽培等に従事し、農業のやりがいや課題を学んできました。また、農業者の高齢化が進む中、自らの農業や子育ての経験を生かし、持続可能な開発のための教育の理念の下、農業を通じて子供たちに学びと命のつながりを伝えることで地域貢献をしたいとのことです。

次に、2の将来の農業経営の構想でございますが、販売については直売をメインとし、将来的には高崎じまんや道の駅など、新たな販路の拡大も視野に入れています。また、農福連携や食農教育の取組を通じて、持続可能な農業経営を目指すとのことです。

3の職歴及び農業経験でございますが、2011年より農園にてパート勤務を開始し、栽培、出荷、加工、販売を行い、現在も従業員として商品開発や在庫管理等を担当しています。今後は、県内外のイチゴ農園と情報共有し、先進的なイチゴ栽培技術を学び、技術力と経営力の向上に努めることです。

続きまして、1枚おめくりいただき、2ページ目の営農計画書です。作付につきましては、イチゴ、サニーレタス、キャベツ、プロッコリーを栽培予定で、年間を通して効率的に農業を行う予定です。1年目は露地栽培のみで、2年目よりハウスを建設してイチゴ栽培を開始します。従事者については、2年目までは譲受人1人、もしくは状況に応じて家族に手伝いをしてもらい、イチゴ栽培が本格的になる3年目からパートを雇う予定です。

続きまして、3ページ目の位置図になります。太線で囲んだ箇所が今回借りる農地となります。なお、農地の東側には農園で経営している飲食店があり、譲受人が勤務しています。

営農計画書等については、簡単ではございますが、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ただいまナンバー1の説明がございました。

それでは、続きまして、就農相談会に出席された信澤健治委員から報告をお願いいたします。

○10番信澤委員 議席番号10番、信澤です。農地法第3条許可申請審議ナンバー1について、過日行われた就農相談会での内容についてご報告いたします。

なお、当日は譲受人に対し、事務局職員とともに以下のとおり聞き取りを行いました。

質問1 就農の動機に農業のやりがいと記載がありますが、どのような点にやりがいを感じていますか。

回答 中学生の子供が私が農業に携わっていることに誇りを持っています。私自身も農業が好きなので、これからも子供に誇れる仕事を続けたいと思っています。

質問2 作物にイチゴを選んだ理由は何ですか。

回答 私も子供たちもイチゴが好きで、イチゴが世代や性別問わず、幅広い人たちに人気があります。持続可能な農業を目指していくためにはイチゴが適していると思ったからです。

質問3 高設栽培にする理由は何ですか。

回答 病気への対応など衛生管理を考慮することが望ましいと考えたからです。また、高設栽培にすることで農業従事者の作業効率の向上につながるとも考えたからです。

質問4 人員の確保は問題ありませんか。

回答 現在、柴崎町で営業している関連飲食店のスタッフを移籍して確保する予定です。農業に関する知識や経験もあるため即戦力として見込んでいます。

以上のような質疑応答がありました。また、事務局の説明にあったとおり、営農計画についても適切であると考えられ、就農後も継続的に農業を行っていくと考えられますことをご報告させていただきます。

○会長 ご苦労さまでした。今、報告が終わりましたので、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けしたいと思います。何でもいいですよ、質問またはアドバイスのことでもいいですからお願ひいたします。

イチゴ栽培ということで、ナンバー2もイチゴなのですけれども。最初は、あれですね、売上げは結構あるのですけれども、最初、農業経営費がかかりますね。減価償却も大きいし。この売上げの金額見ると、随分売上げがあったなって思うのだけれども、経費を差し引くと大分数字が小さくなるのですけれども。この中にはイチゴ栽培に詳しい人があんまり委員さんにいないので、信澤さんですか、信澤さんぐらいつきりいないのか。今イチゴ農家というのは、高崎でどのくらいあるのですか。その地区、地区によって随分栽培している農家もありますし、榛名地区のほうはないよね。ないね。藤岡にね、藤岡が有名で、この辺で近いところでは。あと、吉井の辺でも何件かやっている。ちょっとイチゴに関しては、あんまり専門的な方がいないのであれですけれども、この経営に関して。この人もちゃんと勉強してきてやるということなので。

そうすれば、あれですか、許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可とすることいたします。

続いて、ナンバー2になります。

それでは、説明をお願いいたします。

○事務局

2番 契約内容は賃貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画につきましては、農業振興担当より説明をさせていただきます。

○事務局 リストの2番、営業類型は、施設野菜、イチゴ。宿横手町にて約13アールを借り営農を開始します。なお、13アールのうち9アールについては、既に農業用施設用地として農地転用され、一体的に作付いたします。

譲受人につきましては、令和7年7月23日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは天田晃農業委員、菊池均推進委員が出席し、譲受人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

5ページ目を御覧ください。まず、1の就農の動機です。譲受人にとって農業は幼い頃より身近にあり、自分の努力次第で成果が出ることに魅力を感じ、また、ビジネスとしても今後ますますの発展が見込まれる産業と考え、就農を決断したとのことです。

次に、2の将来の農業経営の構想でございますが、将来的にはイチゴの生産から加工、販売までの6次産業化を目指し、地元周辺地域の活性化に貢献したい。また、オリジナルの部分で商品に附加価値をつけて収益の向上を目指したいとのことです。

3の職歴及び農業経験でございますが、本年1月より渋川市のイチゴ農家にて技術取得のため研修中とのことです。

続きまして、1枚おめくりいただき6ページ目を御覧ください。6ページ目の営農計画書です。作付につきましては、イチゴです。1年目の苗は研修先の農家から無償提供を受けることになります。また、育苗については、自分で育苗したほうが経費削減にはなりますが、近年の高温で失敗するリスクも高いため、2年目以降も苗を農家から購入することで経営を安定させます。

従事者につきましては、譲受人が作業全般を担い、収穫等を家族に協力してもらいます。販売先については、スーパーや道の駅などと既に交渉済みとのことです。

続きまして、7ページ目の位置図です。太線で囲んだ箇所が今回借りる農地となります。既存のハウスを改修して使用します。南側隣接地の宿横手町の土地が冒頭申し上げた農業用施設用地で、こちらも既存のハウスを改修して使用します。ハウスは賃借することとなっております。

営農計画書等については、簡単ではございますが、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」2ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ただいまナンバー2の説明がございました。

続きまして、今回就農相談会に出席された天田晃委員から報告をお願いいたします。

○13番天田委員 議席番号13番、天田です。農地法第3条許可申請審議ナンバー2について、過日行われました就農相談会の内容についてご報告いたします。

なお、当日は譲受人に対し、事務局職員とともに以下のとおり聞き取りを行いました。

質問1 ハウスを借りるとのことですが、ご自身で建てる予定はありますか。

回答 現時点では資金面の問題で借りますが、事業が軌道に乗り、資金的に余裕ができたら、将来的には建てたいと思っています。

質問2 作目にイチゴを選んだ理由は何ですか。

回答 祖父が北海道で牧場を営んでいたことがあり、幼少期より農業は身近なものでした。かねてより農業を始めたいと計画しており、もともとはバナナを栽培する予定でしたが、現在研修などでお世話になっている農家の代表からイチゴを勧められたことがきっかけです。

質問3 単価の根拠は何ですか。

回答 研修先の農家がイチゴを栽培している農家同士でグループをつくり、そのグループ内で単価を決めたものです。経験豊富な農家の実績に基づいた単価になります。

質問4 就農後の支援体制はいかがですか。

回答 農家が週1で農地まで指導に来てくれる予定です。そのほかにもオンラインで、その都度状況を報告するなど、効率的に農業を行う支援体制は充実していると思います。

以上のような質疑応答がありました。また、事務局の説明にあったとおり、農業計画についても適切であると考えられ、就農後も継続的に農業を行っていただけると考えられますことを、ここにご報告いたします。あと、付け加えて農家さんのあれで、上大類で、姉妹みたいなイチゴ屋がありますので、それにも協力してもらうという予定です。

以上です。

○会長 今、報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

今度ハウス建てるこの航空写真のところ、ここは田んぼなの、畑なの、これは。ここは。  
お願いします。

○事務局 もともとは畑の農地になります。

○会長 周りは何、ここ。周りも畑。きれいなのがあるけれども。

○事務局 今回借りるところについては、もともと畑の……すみません、72のところが農業用施設用地となっておりまして、太線の部分が田んぼです。周りも田んぼが多いところでございます。

○会長 それで、ハウスは田んぼのところへ建てる。どっち、これは。

○事務局 今あるハウスを改修して、今回借りるところにも後々建設予定と。

○会長 そうか、そうか。では、今あるハウスも使うわけなんだ。ちょっと古いのか。

○事務局 ひょうで大分やられてしまった部分があるので、そこを改修して既存のところ、使えるところは使って、直すところは直して使用するということです。

○会長 そういうことね。そういうことだそうです。

どうでしょう。渋川の農家がついている。いろいろ教えてくれるでしょう、そこからね。そういうことを考えると、あんまりそんなに心配もないのかななんて思うわけですけれども。

どうだろう。これも、先ほどと同じでイチゴなのだけれども。収穫量か。

○会長職務代理者（塚越 勤） 生産量1トンも違う。

○会長 そうなの。

○会長職務代理者（塚越 勤） 単価も違うし。

○会長 単価も違うのか。

○会長職務代理者（塚越 勤） 1トンも違って。

○会長 単価も違って。まだ、これは計画だから、あれなのだけれども。そんなに収穫量が違うのか。

○会長職務代理者（塚越 勤） 隨分違うよな。

○20番西山委員 隨分違うね。

○会長 それほど違うというのは何だろうな。

○会長職務代理者（塚越 勤） 単価も。

○会長 単価も違う。

○会長職務代理者（塚越 勤） 1,600円と2,400円。

○会長 1,600円と2,000……。そんなに違うの。細かいところまで見ていないから、あれだけれども。

○会長職務代理者（塚越 勤） 3割も違って。

○会長 3割。これだけの相違というのは何だろうな。

では、事務局。

○事務局 ナンバー1とナンバー2の単価の根拠でございますが、1については試験的に作ったイチゴの直売の単価で、2については、グループ内で決めた単価ということで、一応実績、各々の実績に基づいた単価の根拠となっています。

○会長 少しでも単価が。売りたいのだけれども。

○1番清水委員 ちょっとあり過ぎだよ。

○会長 あり過ぎる。相違があり過ぎる。目標は高く持ってやるのはいいのですけれども。こういうので計画書出してきたので、そのように実現してもらいたいですけれども。

それでは、なければ、これも許可としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、続いて一括審議にこれより移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日、満了日を「令和10年9月23日」を「令和8年9月23日」に訂正をお願いします。「令和10年」から「令和8年」への変更です。先日の事前協議にて、今回の更新につきまして3年更新ではなく1年での更新とし、来年の営農状況や提出書類の内容を鑑みて、来年以降の更新の判断を可否したらどうかという話が上がりまして、その旨を申請人に伝えましたところ、転用期間を1年に訂正し、審議をしていただきたいとの回答を得ましたので、期間を変更させていただくことになりました。

契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいとの申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、設定期間は、令和7年9月24日から令和8年9月23日までの1年間の申請でございます。また、関連案件といたしまして、議案書6ページ、議案第2号ナンバー4、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書11ページ、議案第4号ナンバー1が提出されております。なお、本案件は、営農型太陽光発電の更新の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件としておりますので、そちらでご説明をさせていただければと思います。

4番 こちらも3番と同様に議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄の一時転用の設定期間の満了日、「令和10年9月23日」を「令和8年9月23日」に訂正をお願いいたします。こちらについても、3番と同様、転用期間を1年に訂正し、審議していただきたいとの回答を得ましたので、期間を変更させていただくことになりました。

契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、設定期間は、令和7年9月24日から令和8年9月23日までの1年間の申請でございます。また、関連案件といたしまして、議案書6ページ、議案第2号ナンバー3、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書11ページ、議案第4号ナンバー2が提出されております。なお、本案件は営農型太陽光の更新の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件としておりますので、そちらでご説明させていただければと思います。

5番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、設定期間は令和7年9月24日から令和10年9月23日までの3年間の申請でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書15ページ、ナンバー19が関連案件でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でござい

ます。

7番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は5件でございます。なお、この5件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○会長 ただいまナンバー3から7まで事務局の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑等がございましたらお受けいたします。

3、4は、5条のほうで審議したいと思います。

ナンバー7、あれだけ、譲受人、イチゴ園だっただけ。そうではなかっただけ。イチゴ園だったよね。

○21番反保委員 イチゴ園です。

○会長 そうだね。どうでしょう。これといってなければ許可をしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可をいたします。

続きまして、議案第3号に移りましょう。

それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあつたので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 車庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという車庫の申請でございます。また、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 今1件だけ説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。

これは、何がきっかけで許可を受けていないというのが分かったってあれでしたっけ。これは。

ちょっと説明してくれる。

今こういう許可を受けていなかったというのが結構あるので、何かのきっかけでみんな許可を受けていなかったということが出てくるので。山田委員さん、こういうの多いでしょう、結構。

○12番山田委員 あまり大きな声では言えないですけれどもね。

○事務局 すみません、お待たせしました。この後、すみません、5条のほうでもご説明させていただくのですけれども、そちらで息子さんが家を建てるというところで、そのときに判明したということでは正をしたいということの申請です。

○会長 何かしら、そういうきっかけがないと、知らず知らずでずっと許可を受けていなかったなんて、そういうことがあります。

今、事務局の説明がございましたけれども、これ許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1並びにナンバー2については事前調査案件となっております。

また、ナンバー1並びにナンバー2については関連する案件となっておりますので、一括して審議することといたします。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番と2番につきましては、営農者が同一のため一括して説明をさせていただきます。

また、こちらについても、先ほどの3条のところでご説明したとおり、議案書の訂正をお願いいたします。1番と2番の申請理由欄の一時転用の設定期間、満了日ですね、「令和10年9月23日」から「令和8年9月23日」に訂正をお願いいたします。

1番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございまして、転用期間が定められております。令和7年9月24日から令和8年9月23日までの1年間でございます。また、関連案件といたしまして、地上権設定の3条許可申請である議案書5ページ、議案第2号ナンバー3と次のナンバー2が関連案件でございます。

個別の資料での説明の前に、本申請地における、これまでの許可の状況を説明させていただきま

す。こちらは、令和2年に営農型発電用地として初めて許可を受けましたが、耕作状況に問題があったため、令和5年の更新時には今後の営農状況を見て更新の期限を判断したらどうかということで10か月の許可となりました。また、2回目の更新でも1年間の許可となっており、今回は、その一時転用期間が満了するに当たり、更新の申請をするものでございます。

それでは、別冊の資料であります、こちらの農地法5条許可申請の右上にナンバー1の審議資料と書いてあるもの、こちらのほうをまず使わせていただきます。

まず、表紙の1枚目です。1枚目は位置図でございます。位置図、図面中央にございます赤い斜線部分が申請地でございます。近隣小学校から北に約10メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりをいただきまして、そちらが案内図でございます。申請地周辺には宅地、雑種地、農地が混在している地域でございますが、今回の申請地につきましては農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりをいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。赤く囲われた図面中央の田1筆が今回の申請地でございまして、申請地に隣接する土地につきましては北側が農地、南側が水路、西が公衆用道路、東側が農地及び水路にそれぞれ接しております。

1枚おめくりをいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。更新の申請となりますので、申請地には図面のとおり、既に合計240枚の太陽光パネルが設置されております。太陽光パネルを支える架台の支柱は74本で、その支柱の面積0.33平米が今回の一時転用の対象でございます。また、こちらの申請地は小中学校の通学路にもなっていることから、安全対策として周囲にフェンスが設置されております。

1枚おめくりをいただきまして、続いて5枚目が太陽光パネルの立面図でございます。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2.7メートル、最高地上高が4.1メートル、このタイプの太陽光パネルが間隔として3.2メートル間隔で設置をされております。

1枚おめくりをいただきまして、続いてが6枚目です。ブルーベリー内のポット配置図でございます。図面のとおり、パネルの下に1年苗、2年苗、3年苗を入れたポットを置き、こちらの圃場全体で約1万488本を栽培する計画でございます。

次の7枚目と8枚目については、栽培方法の説明と漏水の状況の説明の図となっております。参考までに御覧ください。

さらに、すみません、1枚目おめくりをいただきまして、こちらのページ以降が営農計画書でございます。次のナンバー2についても、同一の申請人からの申請であり、栽培する作物も同一でございますので、ナンバー1とナンバー2の共通の営農計画書となっております。下部の農地は、面積1,539平米となっております。営農者の営農経験は5年6か月であり、作付予定の作物、ブルーベリーに関しても、同様の農作業歴がございます。

1枚おめくりをいただきまして、2、栽培計画でございますが、引き続きブルーベリーの苗を栽

培する計画でございます。現在3年苗、約5,000本を出荷予定であり、2年目以降は記載されている計画のとおりでございます。

1枚おめくりをいただきまして、営農に必要な農作業の期間でございますが、1月から4月にかけて剪定、追肥を行い、5月に挿し木、6月から9月に育成した苗を出荷、10月から12月にかけて鉢植えを行います。2年目以降についても同様です。

1枚おめくりをいただきまして、続きまして、利用する農業作業の農業機器でございますが、特に利用するものではなく、農作業における従事する者につきましても、常時従業員が1名、必要に応じて2名増やすという形でお伺いしております。

下部の農地における単収見込み等ですが、下部の作物の単収見込みとしましては記載のとおりでございまして、こちらは挿し木による苗木の育成販売のため市町村等の統計データではなく、県内でブルーベリーを栽培している農業者より聞き取りを行った数値を基に見込み、算出をしております。

2枚おめくりをいただきまして、こちらは下部の農地における収支の見込みでございます。参考までに御覧ください。

続いて、また2枚おめくりをいただきまして、発電設備の設置による営農への影響の見込みでございますが、栽培するブルーベリーは丈夫で育ちも早く、耐陰性があり、半日陰の栽培が可能であることから、パネル下での栽培に支障はないとの伺っております。

効率的な農作業の実施につきましても、支柱の最低地上高2.7メートル、最高地上高4.1メートル、間隔が3.2メートルで置かれているものでございまして、作業を効率的に行う上での通常必要となる空間の確保についても十分に確保しているとのことでございます。

2枚、すみません、おめくりをいただきまして、栽培理由書です。栽培理由書でございますが、ブルーベリーの選定理由といたしましては、耐陰性があり、半日陰でも枯れることは少なく、気温の変化や雨風に強い果樹であるためとのことでございます。

2番の単収の見込みでございますが、10アール当たり4,500本でございまして、苗木として出荷する場合の農林水産省等の統計データはないため、単収の見込みとしましては利根郡川場村でブルーベリー栽培をしている農業者からの聞き取りを行った数値を参考にしております。

3の作付から収穫までに要する期間でございますが、苗木としての販売になりますので、3年から4年の期間を要すると伺っております。

4の営農の協力についてですが、利根郡川場村の農作業者から栽培方法や技術を習得し、指導や助言を得ることができ、また申請者が代表を務める会社と協力して営農を継続するとのことでございます。

次のページを御覧ください。こちらのページ以降が現地の状況写真及び収穫済みの苗の写真でございます。参考までに御覧をいただければと思います。

続きまして、2番の説明になりますが、1番と同一の申請者からの申請でございますので、引き

続き説明をさせていただきます。資料がお手元の先ほどと似たような資料の右上に申請ナンバー2と書いてあるほうの審議資料になります。

それでは、ナンバー2の審議資料を御覧ください。

1枚目が位置図でございまして、図面中央にございます赤い印で記した箇所が今回の申請地でございまして、近隣の学校から西に約800メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりをいただきまして、こちらが案内図でございます。申請地周辺は宅地、雑種地、農地が混在している地域でございますが、今回の申請地につきましては農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりをいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面中央にございます赤く囲われている田1筆が今回の申請地でございまして、申請地に隣接する土地につきましては、北と南は水路、東と西が農地にそれぞれ接しております。

1枚おめくりをいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。更新の申請となりますので、申請地には図面のとおり、合計116枚の太陽光パネルが設置されております。太陽光パネルを支える架台の支柱は38本で、その支柱の面積0.17平米が今回の一時転用の対象でございます。

1枚おめくりをいただきまして、5枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用のパネルが最低地上高2.7メートル、最高地上高4.1メートル、それぞれの間隔が3.2メートルの間隔で設置しております。

1枚おめくりをいただきまして、6枚目がブルーベリーの苗のポット配置図でございます。図面のとおり、パネルの下に苗を入れたポットを置き、こちらの圃場全体で6,954本を栽培しております。

1枚おめくりをいただきまして、こちらが栽培方法の説明と次のページが、浸水のちょっと状況の説明の図面になります。参考までに御覧いただければと思います。

次のページ以降の営農計画書については、1番と同様、ブルーベリーの苗を栽培する計画でございますので、営農計画書以降の説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○会長 今ナンバー1とナンバー2の説明がございました。説明を受けている間にちょっと窓を見たら、もう西のほうは青空が出てきたのですね。早いね、何か天気予報より早く回復のほうが進んでいるような感じですけれども。

それでは、ナンバー1、ナンバー2、事務局の説明が終わりましたので、これから2班の調査班の報告がございます。今日は、調査班長、飯野利貞委員ですけれども、報告をお願いいたします。

○22番飯野委員 事前調査報告、第2班班長、飯野利貞です。農地法第5条許可申請審議ナンバー1、ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は、譲渡人と代理人、計2名の出席でした。

質問1 現地の営農状況を確認したところ、昨年と変わらない様子でしたが、どんな営農努力をしましたか。

回答 ポットに挿し木を行っているので傷みは変わらないと思います。営農努力としては挿し木を1万本植わっています。出荷待ちの苗木も5,000本収穫できました。また、各農地で昨年度問題となっていた水路からの水の流入対策も行いました。

質問2 水やりはどんな方法で行っていますか。

回答 ポンプで行っています。今後はスプリンクラーなど散水設備を設置することも検討しています。

質問3 販売が振るわないようですが、他の作物への変更は考えているのですか。周りが田んぼなので、稻作でもいいのではないかと思うか。

回答 考えていますが、計画変更申請が必要になることがあります。実際には動いていません。また、太陽光設備のケーブルが埋設されているので、簡単に稻作をするというわけにいかないと思います。個人的にはキウイフルーツなど栽培についても検討しています。

質問4 挿し木のポットの土がかなり乾いていたり、土の種類も生育に適さない土を使っているようでした。農地の管理状況を見ると、売電ありきのように感じますし、実際には売上げに関する資料もありません。この点はどう考えていますか。

回答 個人的つながりで販売しています。また、ブルーベリーの実も取り遅れしており、売り上げていますが、少量のため報告していません。また、すぐに大きな売上げが上がるわけではないことが分かっています。今後、安定した販路を開拓したいと考えています。

質問5 パネル下だけでなく、それ以外の部分の耕作することも検討してみてください。また、よりよいものを作り、出荷できるように一層の努力をしてください。

回答 はい、分かりました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 ただいま飯野利貞委員から報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。調査班の人は現地見ているのであれなのですけれども、それ以外の委員さんは、この書類だけの内容で判断してもらうのですけれども。とにかく先ほど事務局から更新の年数を前もって1年ということで報告がございました。それだけ結果があんまり喜ばしくないということなので、これから、この聞き取り調査の中でもキウイフルーツを検討しているなんてことも書かれていますけれども、キウイフルーツってあれですか、こういう、しけた土地でも大丈夫なのですか。詳しい方ありますか。キウイフルーツって、こういうちょっとしけつ地のような水、それも水の入るもの、少しあは盛土して何かしなければ駄目だと思

うのだけれども。しけたところ、どうなのでしょう。そういうことも考えているようなのですけれども。ブルーベリーがなかなか挿し木しても、ただ増やすだけで販売がいっていない。それだけでは困るので。何かいい考えがあつたら指導したり、改善してもらわないと困るので。毎年、毎年、1年、1年更新では本人も大変だし、こっちもそれなりに審議したりしなくてはならない。余計な仕事が増えるので。

どうだろうな、キウイフルーツということなのだけれども。現地行っていない委員さんにはちょっと、その土地のしけ具合とか、そういうのは分からんとは思うのだけれども。キウイフルーツ、詳しい人。誰もいないのか。前はいたのだけれども、キウイフルーツいなくなってしまったな。

○22番飯野委員 信澤さんなら知っているのではないか。

○会長 信澤さん。信澤さん、分かる。手を振られてしまうのだよ。分からない。

○10番信澤委員 はい。

○会長 あんまりしけっ地はな、考え方だと思うのだけれども。キウイフルーツなら。

○会長職務代理者（塚越 勤） 駄目だよ、みんなしけってしまう。

○会長 はい。だから、米でも作ったらどうですかって言ったのだけれども。地下ケーブルがあるから駄目だ。地下ケーブルって、そんなに浅く埋まっているのかな。

○会長職務代理者（塚越 勤） いや、その太陽光の深く埋まっていると思うよ。

○会長 はい、やる気がなくて、そういうこと言っているのだったら、困るのだけれども。だけれども、このまんま、こんなブルーベリーどんどん、どんどん増やしているだけで、ただ働きしているようなものだから、何とか考えてもらわないと困るのだけれども。こういう、これをどうですかという意見がなかなか今出ないので。

○25番金井委員 いいですか。

○会長 では、金井委員。

○25番金井委員 前回もちょっとお話ししたのですけれども、いろいろ問題点はありますけれども、市のほうのとすると、何か前提も許可するのが前提だというような感じで判断しているような、この前聞いたのですけれども。我々、許可これしないということはできるのですか。

○会長 では、事務局、お願ひします。

○事務局 許可しないということもできますが、農地法の施行規則等も、私も、昨日もちょっと大分読ませてもらったのですけれども。基本的に簡単に言うと、段階を踏んでしっかり指導をした上で許可バッテンという形にはさせてもらわないと。もう单刀直入に言うと、例えば訴訟した場合には対応できないということになりますので、しっかり指導をまずさせてもらった上で、そのような対応にはなるかと思います。

以上です。

○25番金井委員 いや、それは、でも分かるのですけれども。そうすると、いつ頃までに、その指導

というのが。これは、だから、あれでしょう、今までもう何年も、この辺もやっているわけですね。これもね。それで、できない。いつ、その今の指導期間というのが切れるということですか。

○事務局 ちょっとこの総会が終わって、こちらの事務局のほうでも、もう具体的には動こうとは考えておりますので。近々動こうと思っていますというのが、今の率直な回答でございます。

○25番金井委員 我々も、だから、許可するかしないかというと、許可しないというふうに今のやつだと思っているのですけれども。ただ、市のほうの状況を見ると、何か許可をしないとまずいのではないかかなというような感じの、年数を減らしたりしてやっているという、そういうこと考えているようなのでしょうかけれども。さっきの訴訟の話もありますけれども。だから、その辺は、どこまで我々側から判断するかというのは、ちょっと分からぬところありますよね、今ね。

○19番福田委員 ちょっといいですか。行政指導に対する事業者の方の、いわゆる指導に対する何をやったか。やったことに対する反省、それから報告、それに対する行政のまた指導体制、指導の内容、一つの一連の流れがあるはずなのです。ですから、その一連の流れの中のプロセスを受けて、これを何回やるのか、そのところで許可しないということになった場合に、その申請そのものを取り消すわけだ。構築物が上に建っているわけだ。そうすると、はっきり言って、それを取壊しするわけだよね。取壊した場合には、取り壊す理由として80%に満たないというふうなことが理由の一つに出てくるわけでしょう。となると、申請者は、いわゆるそのところでもって損害賠償というふうなことも出てこないとも限らない。だから、そういったこと、問題も出てくるわけだから。高崎市にも、もちろん、それは顧問弁護士みたいのがいるはずだから。そういった究極的なこともやはり行政対応としても、取りあえず用意しておいたほうがいいのではないかと私は思います。

○事務局 ありがとうございます。国の方から示されている営農型の太陽光に関するガイドラインというのも示されておりまして、その中には先ほど福田委員さんがおっしゃられたような内容も書き込まれているような形になっております。最終的にはおっしゃるとおり、そのパネルの撤去という話にもなってくるのですけれども、一応まず申請の段階で、許可の段階で、その営農を継続できなくなったりという場合には農地に復元するということで誓約書等もいただいて、提出させてているので、本来であれば、その事業者の方が撤去費用も含めて撤去するという形にはなっておるのですけれども、それを仮に撤去をずっとしなければ行政代執行ということもあり得ますし、その撤去ということに納得しないということであれば、向こうからも訴訟というような形で来ることも考えられますので、それを見越して、こちらの方でも段階を踏んで、最初は、今までずっと口頭指導という形でここまで来たのですけれども、正式に文書をもって指導したりとか、また、向こうからの回答を踏まえて、こちらの方でもいろいろやり取りをしていました上で手続を進めていければというふうに考えております。

以上です。

○19番福田委員 状況が状況だけに耕作放棄地だとか、高齢化の問題だとかいうふうなことで非常に産業振興、農業の産業振興という見地からもやはり非常に難しいところもある。行政対応のほうもそうですし、それから、民間のその開発業者の方も、逆にその辺のところも考えながら出てきているわけでしょうから、非常に難しい面はあるはずですよね。ですから、ちょっと難しいところがあろうかなと思います。

○事務局 そうですね、実際の手続進める上では他市町村の状況ですとか、群馬県の状況も踏まえて確認しながら、また必要に応じては国の方にも確認しながら対応を進めていければと思っております。

○20番西山委員 これ、1年で、3回目だけ、今度は。今回は。2回目だけ、3回目だけ。

○事務局 まず最初に3年を許可出しまして、そこでちょっと芳しくないということで、最初に10か月、その後に、また1年という形なので。合計、約5年なのですかね、今。

○20番西山委員 だけれども、3回もすれば、ぼちぼち次の段階へ行くかなというふうだけれども。もう、ある程度の指導がしたという形は取れるだろう。

○事務局 そうですね。先ほど申し上げたように、口頭での指導というのはさせてはいただいているのですが、実際に今後もしするのであれば、もう文書でしっかりと記録として残る形で指導をする必要があるのではないかなと思っております。

○20番西山委員 今度、これで1年出して駄目だということになれば、一筆書いて許可するとか、それで、もう少し厳しい指導になりますよとか。その後になると、最終的には取消しだけれども、一気に取消しなくていいことは口にはできない、言い方だけれども。だけれども……

○事務局 そうですね、おっしゃるとおり、その辺をちょっとどういう手順でいくのがいいのかというのを、もう一度しっかりちょっと検討させた上で。

○20番西山委員 3回も1年でいうと、もう指導したという形も取れるだろう。

○会長 はい。

○事務局 ただ、正直なところ文書での指導というのはしていないので……

○20番西山委員 そうだよな。

○事務局 これ、実際に本当に訴訟するってなると、まず、多分口頭での指導というのは、そこまで強い効力がないのかなというのが実際の行政の今までの訴訟の流れからするとありますので、しっかり残る形での指導というのを積み重ねていくのは必要ではないのかなと思っております。

○20番西山委員 3回すれば、ある程度行政としても、もうちょっと厳しいってならないと、ほかのシェアリングの形もあるし、高崎はいかにしても、あんまり適當だというのもちょっとまずいし、その辺はやっぱりこれから検討事項ではないかな。

○25番金井委員 一番大事なところは、農業委員会このもの、この議会、この団体がどういう存在価値があるかということだと思うのです。これだけ発言してやって許可しないといつても、今の話で

すと、これは1年でも許可せざるを得ないというような感じになつてしまふと、では、ここのことろで意見出したやつは、どういう、では、その発言になるのですかと。この、では、我々の資格は、では、何もないではないですかって。言つても全然通らないではないですかってなつたらば、農業委員会委員会自体が意義がなくなつてしまふのではないですか。私はそうでないと思っているのです。だから、今言った、その細部のことあるとしても、ある程度のやつ決めてやつたら、そのとおりって、許可をしないというやつも出してしまつてもいいのではないかと私は思うのです。

○22番飯野委員 ちょっといいですか。私も、今回も現地見ましたし、先月ですか、倉渕もフキ等あれで見たのですけれども。やっぱり、それで今回も感じているのが、やはり代理人と管理者の話が全然合っていないのです。ついていないということは思っているわけなのですけれども。そこが同じ今日のこの資料でも収支計画の中で、収入が売電収入だけほかのものが、この質問した中ではなかつたのですけれども、これ記載しないということが、やっぱり代理人さんの責任というか、そこで、この申請書を受け付ける段階で、そこもきちんと見てもらっておかないと、思つて、この間もちょっと話したのですけれども、そこら辺はちょっと確認したいと思っているのですけれども。

○事務局 ちょっと今回におきましては、実際に売上げがないという形で来ているもので、その辺りにつきましては、代理人さんと、実際、耕作者の間でよく話をしてもらった上で、この収支計画のほうをつくってもらうべき。それに対して、事務局のほうもしっかり確認はするべきというところでは飯野委員さんおっしゃるとおりだと思います。

金井委員さんがおっしゃられたとおり、確かにこの農業委員会の総会の場で委員さんに確認していただいた上で、その決定ということでお願いはするものではありますので、許可ありきということでは、もちろん事務局のほうも考えてはいないのですけれども、もろもろのことを考慮していただいた上で、こちらの意見という形でまとめていただけるとありがたいというふうに思います。

以上です。

○会長 皆さんからいろんな意見が出ましたけれども、事務局も、委員の皆さんからこういう厳しい意見、ご指摘がございましたということを申請人にもよく伝えてもらつて。そうでなくも、こんな何回も短期間で更新、更新、本人のやる気がなかなか新たに見えてこないということで、本当にこういう事例が多くあると、これから我々の負担にも関わりますし、事務局も大変な思いするので。そろそろこの辺で心入れ替えて、何かいい作物をやってもらいたいというところなのですけれども。

大体皆さんから意見が出たので、では、期間。期間、先ほど事務局から話が出ましたけれども、1年ということで。更新1年、これで本当に様子を見て、駄目だったらほかの作物、何とか収入が上がるものを必ずやってください、ちょっと厳しく本人にも言い伝えないと駄目かななんて思つてゐるのですけれども。

そうすれば、どうでしょう。1年ということで決定してもよろしいでしょうか。なかなか、更新させないということは、全国でも、まだあまり聞いていないんだな。そういうのも、そういう事

例も随分あると思うのですけれども。

では、そういうことで。決めなくてはならないのだけれども、事務局で取りあえず1年ということで、この辺でちゃんとしないと堪忍袋の緒が切れますよなんていうぐらいでやってもらわないと困るのだけれども。

どうでしょう、そうすれば、令和8年の9月23日ということで。

○22番飯野委員 いいですか。

○会長 はい。

○22番飯野委員 ちょっと私も判断ができないところなのですけれども、これ1年ということで、方向性で今向いているところなのですけれども、これ、代理人さん含めて業者さんに一筆誓約書を書いてもらうとか、そういう方法はどうなのでしょうか。

○事務局 例えば、その辺のどういう対応が適切なのかというのも、ちょっと今正直分からぬところがありますので、先ほど上司のほうからも申し上げたように、ちょっと県のほうにも問合せなどをして、ちょっと判断をそこさせていただきたいと思います。

○会長 では、ここで決めなくてはならないので。そういうことで、事務局もいろいろ悩んでいるのですけれども、県のほうとも相談して進めたいと思いますけれども。取りあえずここで決めなくてはならないので、1年なら1年ということで、どうでしょう。いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 では、1年ね。来年の9月23日までということで決定、許可相当といたします。

それでは、ここでちょっと休憩入れましょう。

では、ちょっと休憩入れます。10分ぐらいね。お願ひします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、時間前ですけれども、皆さんおそろいになったので、また、これより審議に入りたいと思います。

これより一括審議に入りたいと思います。

それでは、事務局、説明お願ひします。

○事務局

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが高崎に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、自宅敷地が狭く駐車場が不足しているため自宅に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、雑種地と一体利用の計画でございます。

14番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が提出されております。

19番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和7年9月24日から令和10年9月23日までの3年間でございます。また、さきにご審議いただきました議案書6ページ、議案第2号ナンバー5が関連案件でございます。

20番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要の見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという宅地分譲の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。また、議案書15ページ、議案第4号ナンバー21が同一事業の関連案件でございます。

21番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要の見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという宅地分譲の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。また、議案書15ページ、議案第4号ナンバー20が同一事業の関連案件でございます。

22番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

23番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

24番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母と叔母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

25番 契約内容は贈与、庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていなかったことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございまして、宅地、転用済みの畠と一体利用の申請でございます。また、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

26番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

27番 契約内容は売買、福祉事業を営んでいるが新たに開所する障害者支援施設の職員駐車場として隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、宅地と一体利用の計画でございます。

28番 契約内容は売買、自宅敷地が狭く駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

29番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

30番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を義父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。

32番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございまして、宅地と一体利用の計画でございます。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、自動車整備業を営んでいるが従業員駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

37番 契約内容は売買、自動車整備業を営んでいるが従業員駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、宅地と一体利用の計画でございます。また、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

38番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

39番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、こちらは用途指定区分がございまして、第2種住居地域でございます。

40番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書3ページ、議案第1号ナンバー2が提出されております。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は38件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ご苦労さまでした。今ナンバー3からナンバー40、事務局から説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質問等ございましたらお受けいたします。

先ほども営農型のブルーベリーの話がありましたけれども、今ここでも出てきたのですけれども、ナンバー19番ですか、この方はタマリュウやっているわけなのですけれども、きちんとやっているらしいです。それで、また今後はブルーベリーかサカキも考えているということで、こういうふうに一生懸命やっている人もいますし、人様々。何が原因でそういうふうにきちんとやれないのだが、やるのだから分からぬけれども。性格には。毎回申し上げているのですけれども、そういう人もいるのです。

それで、あと、この18番が計画変更のほうで一番最初に出てきたでしょう。それから、今度は一般住宅ということで、露天駐車場だったかな。面積が違うのだけれども、これ一部はどういうあれなのだろう。面積が最初は496で、今度は一般住宅で475。残りは。

○事務局 すみません、ちょっと今細かく見ていないので、申し訳ないのですけれども、一応当初の許可は、まず475平米で出ております。

○会長 地番が違うか。

○会長職務代理者（塚越 勤） 番地の枝番がないじゃない。

○1番清水委員 ハイフンがついている。

○会長職務代理者（塚越 勤） 枝番が1が入っていない。

○1番清水委員 ここ。

○事務局 そうですね。ちょっとその辺の経緯まで、ちょっとすみません、細かく見ていないので、今ちょっと即答ができなくて申し訳ないです。

○会長職務代理者（塚越 勤） 計画変更のほうは枝番がないんだ。

○20番西山委員 枝番だ。

○会長職務代理者（塚越 勤） 分筆しているのかですよね。

○事務局 すみません、今、申請の資料確認できまして、ちょっと登記のほうの情報を見る限り、登記のほうの地番が変わった段階で面積の修正も入っていますので、そのような流れです。すみません。

○会長 ほかに、皆さん。

では、金井委員。

○25番金井委員 25番の金井です。28番の施設の概要が露天駐車場ってなるのです。理由を見ると、自宅が狭くて駐車場が不足しているためというのですけれども、そうするというと、露天駐車場とちょっと違うのではないかという気もするのですけれども、普通の宅地を広げたというような感じの扱いになるのではないかと思うのですけれども。

○事務局 こちらがちょっとご自宅と離れているというか、道を挟んだ向かいみたいなところの多分住宅があるところの少し切れ目になっている、ちょっと細長いような土地で、実際にちょっと土地の形状的に軽トラックとか1台止めるぐらいでいっぱいみたいなところなので、こういう表現にさせていただいております。

○25番金井委員 分かりました。はい。

○会長 どうでしょう、ほかの委員の皆さん。質問等なければ……

設楽委員。

○24番設楽委員 24番、設楽です。4番から11番、分筆して、これ合計すると、すごくいい田んぼだと思うのですけれども、これ優良な農地ではないのですか。

○事務局 事務局のほうから説明させていただきます。該当の場所が議案書にも書いてあるのですが、その農地の種別区分というもので一応3種農地ということで判断をさせてもらっています、一応宅地等に変更しても問題ない箇所ということでは農地種別区分ということでは判断をさせてもらっています、確かに全部合わせると2,700平米ぐらいあります、かなり広いのですけれども、今回このような形でほぼ分譲みたいなような形で申請は出てきておりますので、ただ、正式に審査した形では問題はない転用だと思います。

○会長 これだけ数、一般住宅ということで入っているので、不動産屋が入ったのでしょうか。

ほかに質問等ございますでしょうか。

質問等なければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、続きまして、議案第5号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について。

高崎市農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいか審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○農林課

議案第5号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について。

農林課です。議案第5号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請についてご説明させていただきます。

別紙でお配りしているA4横の冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画案」とA4横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画案総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」をご用意ください。

従来までの利用権設定等促進事業が、令和4年の農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、農地中間管理事業に一本化され、農用地利用集積等促進計画による権利設定が行われます。農地中間管理事業は、県から指定を受けた農地中間管理機構が、農地の中間的受皿として所有者から農地を借り受け、農業の担い手へと貸付けを行う事業です。今回の議案は、令和7年11月1日公告予定の農用地利用集積等促進計画となります。

お手元の薄い冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画案総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。まず、借手は6名、貸手は10名です。中間管理権が設定される面積は、地目、田の通年が4筆、7,118平米、地目、田の期間借地がゼロ筆、地目、畠の通年が8筆、9,540平米、地目、畠の期間借地がゼロ筆、合計で12筆、1万6,658平米となっております。そのうち使用貸借で設定された筆数は12筆で、割合は100%となっております。

続いて、裏面の総括表2ページ目を御覧ください。貸借期間別に見ますと、10年未満の農用地に

について、田が4筆、7,118平米、畑が3筆、3,605平米、10年から15年未満の農用地について、田がゼロ筆、畑が5筆、5,935平米、15年以上の農用地については、田、畑ともにゼロ筆となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積等促進計画に関する説明を終わらせていただきま  
す。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○会長 ただいま農林課のほうから説明がございました。

これに関して、皆さんから何か質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。10年から15年  
の畑で5,930、これ法人だったっけな。

○農林課 そうです。法人です。

○会長 個人ではなくて。

○農林課 はい。法人です。

○会長 そういうことだそうです。

○20番西山委員 では、1ついいかね。

○会長 はい。何か。

○20番西山委員 俺んちのほうへ来てやるのだけれども、何を作る。結構、荒れているところを、結  
構、借りてちょっとやるとかって。何かサツマイモ作るようなというような話もちょっと聞いてい  
るのだけれども、事務局で何か聞いているかね。ソバか。

○農林課 そうです。主にソバの実を育てているみたいです。

○会長 ソバね。

○20番西山委員 ソバを二期作ぐらいやるのか。春ソバと夏ソバと秋ソバか。

○農林課 そこまでは、すみません、分からぬのですけれども。

○20番西山委員 聞いていない。

○農林課 はい。

○20番西山委員 結構荒れているところもある。そこも何か、結構広いところでやって。結構、これ  
下のほうなのだけれども、上のほうは1回松井田の人が借りるとかいうので、ちょっと農林課が動  
いたのだけれども、ちょっと草ぼうぼうで駄目になってしまって、それで撤退してしまった。だか  
ら、今度は大丈夫なのだろうな。

○農林課 そう、法人なので。

○20番西山委員 上がってきて、途中でこの前も駄目になって。ちょっと疑心暗鬼になっている農家  
もいるのだよな。

○会長 そうなんだ。それで、耕作されていなくて、もうどのぐらいたっているの、そこは。

そこ、耕作されなくなつてから、1回借りた。

○20番西山委員 ここ、だから、ここにいる高崎の市会議員なんかが来て、草が生えていて牧草もま

かないのでけれども、草が生えると夏来てロールみたいな、田んぼの刈ってぐらいな。

○会長 そうか。

○20番西山委員 そう、そう。

○21番反保委員 手伝っているのです。

○20番西山委員 そう。結構広いところがいっぱいあるのだよ。

○21番反保委員 4町歩近く作っている。

○会長 そんな広いのだ。

○20番西山委員 そう、そう。俺が中へ入って、1町1反、若い衆に、新規就農者に貸しているのだけれども、それ以外でちょっとまだ下のほうが荒れているので、それなら、来月ちょっと来るという話は聞いていたから。

○会長 地形は、そんなに傾斜とかそういうあれではない。

○20番西山委員 いや、全然、全然。南向きなんだ。

○会長 そうか。そんないいあれかい。

○20番西山委員 全部耕地整理してあるから。

○会長 耕地整理してあるのかい。では、いいんだ。

○会長職務代理者（塚越 勤） 最高だ。

○会長 そなんだ。

○20番西山委員 この下のほうは、耕地整理に当たらないところもあるのだけれども。

○会長 では、また、そこを誰かが借りて……

○20番西山委員 きれいになれば、なお、いい。

○会長 借手を探して。

ほかに。

ほかに質問等なさそうなので、それでは、これ要請してもよろしいでしょうか。いいですか。

○全員 異議なし。

それでは、要請することいたします。

これで議案のほうは済んだので、これから報告事項に入ります。第1号から第4号まで。

係長かな、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居地域、ほか2件、合計3件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は準工業地域、ほか16件、合計17件

の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか10件、合計11件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番につきましては、令和7年6月の総会において許可相当としていただいた案件ですが、開発許可の手続の遅れにより転用許可が令和7年7月23日付で調整されたものになります。

また、2番及び3番につきましては、令和7年7月の総会において許可相当としていただいた案件ですが、開発許可の手續の遅れにより転用許可がそれぞれ令和7年7月30日、令和7年8月14日付で調整されましたことをご報告申し上げます。

4番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。

4条申請3件、5条申請30件、合計33件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和7年8月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

あとは、その他ということなので、皆さんから何か質問等ございましたらお願ひいたします。

なければ、事務局のほうは。ない、これといってない。

○事務局 はい。

○会長 これが終わった後、また、運営委員会なのですけれども。これから運営委員会、先月も運営委員会やったのですけれども、営農型太陽光ということで更新時期でなくて作物を変更するというのが随分出てきまして、それに対応する、今後どういうふうに対応するかというので事務局といろいろ相談してやっているのですけれども、方針が決まりまして作物変更の申請が出てきたら、皆さんにまた大変ちょっとお世話になる、これから先なることだと思います。事務局も大変なのですよ、これ出されると。とにかく従業員が少ないので。従業員少ないところへあれだけ規模を拡大してしまったから、なかなか後手後手でいっているので。こっちのほうまで迷惑かけるようなことになって。今後の方針ということで、また決めたいと思います。皆さんにも、またいろいろお世話になりますけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

局長のほうは。

○事務局長 ありません。

○閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第27回農業委員会総会を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時25分 閉会